

やまなし就農魅力発信イベント開催及び 就農魅力発信ホームページ作成業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、やまなし就農魅力発信イベント開催及び就農魅力発信ホームページ作成業務について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、次のやまなし就農魅力発信イベント開催及び就農魅力発信ホームページ作成業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として実績に応じて、以下の表のとおり
の受託料を乙に支払うものとする。

業務実績	委託料
・就農促進イベントを都内で参加者を集めて開催（※以下「通常開催」）（3回） ・ホームページ作成	上限として 金〇〇〇〇,〇〇〇円（※1） （内消費税金〇〇〇,〇〇〇円）
・就農促進イベント通常開催（2回） ・就農促進イベントをオンライン開催（1回） ・ホームページ作成	上限として 金〇〇〇〇,〇〇〇円 （内消費税金〇〇〇,〇〇〇円）
・就農促進イベント通常開催（1回） ・就農促進イベントをオンライン開催（2回） ・ホームページ作成	上限として 金〇〇〇〇,〇〇〇円 （内消費税金〇〇〇,〇〇〇円）
・就農促進イベント通常開催（0回） ・就農促進イベントをオンライン開催（3回） ・ホームページ作成	上限として 金〇〇〇〇,〇〇〇円 （内消費税金〇〇〇,〇〇〇円）

2 第11条に規定する報告書等の検査により委託料の支払額を確定するまでの委託料とは（※1）を指すこととする。

(契約保証金)

第5条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第8条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第10条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

第12条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（概算払）

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要があると認めるときは、乙は第4条に規定する委託料の額の100分の80を上限として、最大2回まで概算払を請求できるものとし、甲は乙から概算払に係る適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、第11条に規定する報告書等の検査により委託料の支払額を確定し、これを乙に通知するものとする。

3 前項の委託料の支払額は、委託事業に要した経費の実支出額と第4条に規定する委託料の上限の額とのいずれか低い額とする。

4 乙は、第2項の通知による委託料の支払額と既に概算払を受けている額を比較して、甲に対し、不足する額を請求し、又は超える額（以下「精算残金」という。）を返納するものとする。

5 甲は前項の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとし、甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合については、前条第2項の例により遅延利息を支払う。

6 乙は第4項の精算残金の返納については、甲の指定する日（以下「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。

7 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

（履行遅延違約金）

第15条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、年3パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りではない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第16条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第17条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(不可抗力による損害)

第18条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長崎 幸太郎 印

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど責任体制を整備するものとする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反したときは山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所又は系列店（本条において「営業所等」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所等以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、その営業所等から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置

を講じなければならない。

- (1) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。
- (2) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (3) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (4) 本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(監査、調査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を調査するため必要があると認めるときは、実地の監査、調査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

別記2

外部委託に係る情報セキュリティ対策基準

平成19年6月1日 制定

平成20年4月1日 一部改正

1 趣旨

この基準は、情報システム及びネットワーク（以下「情報システム等」という。）の開発、運用等の外部委託に関し、山梨県情報セキュリティポリシー（山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準をいう。）に定めるもののほか、情報セキュリティの確保に必要な事項を定める。

2 対象となる委託

この基準の対象となる委託は、情報システム管理者及びネットワーク管理者（以下「情報システム管理者等」という。）が所管する情報システム等に係る企画、設計、開発、運用及び保守等の業務の全部又は一部を外部に委託する契約（情報システム等の運用及び保守等を含む機器等の賃貸借契約を含む。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14から第252条の16までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除く。

3 入札等に当たっての留意事項

情報システム管理者等は、情報システム等の開発、運用等を委託するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 委託先事業者の選定に当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できる者を選定すること。必要に応じて情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況等を参考にすること。
- (2) 県民の個人情報を取り扱う情報システムで、当該情報システムの情報セキュリティ実施手順書の機密性レベル、完全性レベル及び可用性レベルがレベル3とされているもの（以下「レベル3情報システム」という。）については、委託先事業者の選定に当たっては、「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理方法に関する技術基準」（昭和61年自治省告示第15号。以下「技術基準」という。）の第10の1の（1）及び（2）に準ずること。なお、委託先事業者による安全性及び信頼性を確保するための措置の内容（技術基準の第10の1の（2）参照）は、別紙様式（「外部委託先調査シート 兼 情報セキュリティ対策実施状況報告書」（以下「調査シート」という。））を使用して明らかにさせること。
- (3) 入札に当たっては入札の前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、

特記事項の内容及び特記事項を遵守しなければならないことを相手方に説明すること。

- (4) 入札又は見積合わせに当たって相手方に提供する情報資産は、必要かつ最小限とし、必要に応じて複写禁止、入札又は見積合わせ終了後の返却等を義務づけること。

4 契約の締結に当たっての留意事項

情報システム管理者等は、委託に係る契約に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 契約書記載例を参考に、契約書中に委託先事業者が特記事項を遵守する旨を記載することとし、特記事項を契約書に添付すること。
- (2) 特記事項に記載されている項目は標準項目であり、委託業務の内容によっては、その性格上適用の余地がない項目やより詳細な取り決めを行うべき項目があり得るものであり、情報システム管理者等は、委託業務の実態に即し、かつ、的確な安全措置を講じる観点から、適宜必要な事項を追加し、又は不要な項目を削除する等の検討をすること。なお、契約書本文に特記事項の必要事項を記載し、特記事項を添付しないことも差し支えない。
- (3) レベル3情報システムについては、技術基準の第10の1の(2)により委託先事業者が明らかにし、情報システム管理者等が確認した安全性及び信頼性を確保するための措置内容を、特記事項記載例を参考に特記事項に追加し、確実に履行させること。
- (4) 契約書等の書面を作成しない契約の場合は、特記事項を契約事項として委託先事業者に書面で交付すること。

(参考1) 契約書記載例

第〇条 乙は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティについては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(参考2) 特記事項記載例

(安全性及び信頼性を確保するための措置)

第16条 乙は、特記事項に定めるもののほか、本業務の情報資産の安全性及び信頼性を確保するため、別紙のとおり措置しなければならない。

※委託先事業者による安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置を別紙として添付すること

5 委託先事業者の調査

(1) 契約の締結時の調査

情報システム管理者等は、契約の締結に当たっては、委託先事業者に別紙様式(調査シート)を提出させ、委託先事業者の情報セキュリティ対策の実施状況等を確認しなければならない。また、再委託の承認に当たっても、委託先事

業者を通じて、再委託先事業者に別紙様式（調査シート）を提出させ、再委託先事業者の情報セキュリティ対策の実施状況等を確認しなければならない。ただし、機器等の修繕で当該機器等のメーカーで対応する場合など、情報システム管理者等が再委託先事業者に別紙様式（調査シート）を提出させる必要がないと認めるときは、この限りではない。

なお、情報システム管理者等は、3の（2）により入札等に当たって、別紙様式（調査シート）を提出させている場合は、これをもって契約締結時の提出に替えることができる。

（2）契約期間中の調査

情報システム管理者等は、契約期間中において、委託先事業者（再委託を承認した場合は、再委託先事業者を含む。）における情報セキュリティ対策が確保されていることを、必要に応じて調査しなければならない。また、契約が長期継続契約の場合は、定期的に（原則として1年に1度以上）調査しなければならない。

6 委託の実施（特記事項の運用）に当たっての留意事項

（1）再委託の承認

委託先事業者が、入札等に当たって、再委託を含めた事業実施体制を書面により明らかにしている場合は、当該再委託の承認を求めたものとみなす。ただし、当該書面において、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等が明らかにされている場合に限る。

再委託は、再委託先事業者が特記事項を遵守できる者である場合に限り、承認すること。

再委託の承認に当たっては、再委託する業務に係る情報資産の重要度に応じて、再委託先事業者による特記事項の遵守並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法及び方法について、再委託契約において規定することを条件とすることが望ましい。

（2）責任体制と委託業務の従事者の明確化

特記事項第3条第1項に規定する委託業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）及び第4条第1項に規定する委託業務の従事者は、契約の締結時に委託先事業者に提出させる別紙様式（調査シート）で明らかにさせること。

また、特記事項第10条第4項に規定する再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び従事者は、再委託の承認時に再委託先事業者に提出させる別紙様式（調査シート）で明らかにさせること。

（3）情報資産の利用場所

特記事項第7条に規定する情報資産の利用場所は、別紙様式（調査シート）に「委託業務の情報資産の利用場所」欄があるので、事前に指示した内容を記

載させることにより指定すること。

(4) 安全性及び信頼性を確保するための措置

委託業務に係る情報資産の重要度に応じて、次の事項について、特記事項への追加、仕様書への記載、特記事項による指示又は承認の際の条件等により、当該委託業務に係る安全性及び信頼性を確保するための措置を具体的に明らかにすることが望ましい。なお、委託先業者に予め明らかにさせる場合は、別紙様式（調査シート）の3に記載させること。

①情報資産の保管

情報資産の施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室への保管等

②情報資産の持ち出しに係る措置

情報資産の持ち出しに係る事前承認の手続き、情報資産の運搬する従事者に対する運搬時の指示事項の明確化、情報資産の持ち出しに係る記録媒体の指定、データの暗号化の方法及び電子メール利用の可否等

③情報資産の返還、引き渡し及び廃棄

委託業務終了時の情報資産の返還、引き渡し及び廃棄の具体的な方法、必要な措置を講じて消去又は廃棄した旨の書面の提出の可否等

④従事者教育

委託業務の従事者への教育の実施時期、方法等

⑤その他の安全性及び信頼性を確保するための措置

セキュリティ領域への入退室管理体制、従事者への内部チェック体制等

